

食品安全委員会とリスク管理機関との連携・政策調整の強化について（抜すい）
平成16年2月18日 関係府省申合せ

4 緊急の事態への対処

- (1) 基本的事項第4の3の緊急対策本部の設置については、基本的事項第4の4の緊急時対応マニュアルにおいて定めること。
- (2) 基本的事項第4の3の緊急対策本部が設置される場合には、委員会事務局がリスク管理機関の協力の下に、その事務局を担うこと。
- (3) 基本的事項第4の4の緊急時対応マニュアルは、委員会がその原案を作成した上で、委員会及びリスク管理機関が相互に連携して策定すること。

5 会議の開催

基本的事項第5の1(4)の関係府省連絡会議として、次に掲げる会議を開催すること。

(1) 食品安全行政に関する関係府省連絡会議

食品安全基本法に基づき、関係府省間の密接な連携の下、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進するため、「食品安全行政に関する関係府省連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を設置する。

連絡会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

内閣府食品安全委員会事務局長（議長）
厚生労働省医薬食品局食品安全部長
農林水産省消費・安全局長
環境省水・大気環境局長

連絡会議の下に、幹事会を置く。幹事会の構成員は、関係府省の職員で連絡会議の指名する官職にある者とする。

議長は、必要に応じ、構成員以外の関係府省の職員その他関係者の出席を求めることができる。

連絡会議の庶務は、内閣府食品安全委員会事務局において処理する。

前各号に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、連絡会議が定める。